

# 「京都市建築物等における木材利用基本方針」の概要

- ▶ 民間建築物における木材利用を促進し、広くウッド・チェンジの機運を醸成するため、京都市における木材利用基本方針を改定
- ▶ みやこ杉木の利用促進により市内の森林の機能を最大限に発揮させ、脱炭素社会やSDGsの実現等に寄与

## 木材利用を促進する建築物等

### 市が整備する建築物等 **強化**

#### 公共建築物

- ▶ 京都市公共建築物脱炭素仕様により木造・木質化  
・耐火建築物以外は原則木造化、内装不燃化が求められない室は積極的に木質化

#### 土木構造物（橋の高欄や横断防止柵、土木資材等）

- ▶ 周辺環境との調和を考慮する必要がある箇所や、市民の目に触れる部分での木材利用を促進

#### 調度品類（備品、消耗品等）

- ▶ 多くの市民が利用するなど、木材利用の重要性の理解の促進に寄与する場所等で、木材を優先導入

### 市以外の者が整備する建築物等 **新規**

- ▶ 市は、積極的な木材利用を呼びかけ。特に、公共性の高い建築物や、市民の目に触れる機会が多く、木材利用の普及啓発効果が高い建築物等において、木材利用を特に促進
- ▶ 市は、関係団体と連携し、木材利用の相談体制の構築や好事例の発信など、建築物等における木材利用の促進に必要な支援を実施

京都市ウッド・チェンジアクション推進会議において関係機関が連携し、建築物等における木材の利用促進や安定供給等の取組を推進

## 利用を促進する木材

### みやこ杉木の利用促進 **強化**

- ▶ 利用促進する木材は、みやこ杉木を基本とする  
・意義や効果を考慮し、みやこ杉木、京都府産木材証明を受けた木材、国産木材等の順に、積極的に木材の利用を促進

### みやこ杉木の安定的な供給確保 **強化**

- ▶ 林業や木材産業等を担う人材の確保・育成や木材の加工流通体制の整備、生産技術の開発など、みやこ杉木の安定供給の取組を実施